

## 地域密着型特別養護老人ホームに併設等する短期入所生活介護事業にかかる指定・指導監査事業のあり方検討会議

### 検討会議設置の目的

地域密着型特別養護老人ホームに併設された（又は空床利用の）短期入所生活介護事業所にかかる指定・指導監査事務について、当該特養と一体的に運営されているにも関わらず、特養の指定・指導監査は市町（広域連合を含む。）、短期入所生活介護の指定・指導監査は県となっているため、行政効率が悪いうえに事業者の負担も大きくなっています。

このため、行政事務の効率化及び事業者の利便性向上に向けて、権限移譲も含めた県と市町との連携・役割分担について検討を行います。

**検討会議メンバー** 41名（市町 37名、県 4名）◎代表 ○副代表

市・町		県
津市介護保険課	四日市市介護・高齢福祉課	◎健康福祉部長寿介護課（2名）
伊勢市介護保険課	○松阪市介護保険課	健康福祉部福祉監査課（2名）
桑名市介護・高齢福祉課	鈴鹿市長寿社会課	
鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課	名張市高齢・障害支援室（2名）	
尾鷲市福祉保健課	紀北広域連合介護保険係	
亀山市高齢障がい支援室（2名）	鳥羽市健康福祉課	
熊野市健康・長寿課	紀南介護保険広域連合保険係	
いなべ市介護保険課	志摩市介護保険課	
伊賀市介護高齢福祉課	木曾岬町福祉健康課	
東員町長寿福祉課	菰野町健康福祉課	
朝日町保険福祉課	川越町町民保険課	
多気町町民福祉課	明和町長寿健康課	
大台町健康ほけん課	玉城町生活福祉課	
度会町福祉保健課	大紀町健康福祉課（2名）	
南伊勢町医療保険課（2名）	紀北町福祉保健課（2名）	
御浜町健康福祉課	紀宝町福祉課	

事務局●三重県健康福祉部長寿介護課

## 検討事項

---

地域密着型特別養護老人ホームに併設等する短期入所生活介護事業にかかる指定・指導監査事務の実態及び課題について  
指定・指導監査事務の効率化及び事業者の利便性向上について  
権限移譲を行うにあたっての課題の整理について

## 開催実績

---

(平成26年度)

- 第1回 [ 8/18 ] ➡ 1. 県と市町の地域づくり連携・協働協議会について  
2. 代表及び副代表の選出について  
3. 提案内容及び提案理由について  
4. 地域密着型特別養護老人ホームに併設等する短期入所生活介護事業にかかる指定・指導監査事務の実態及び課題について
- 第2回 [ 11/ 6 ] ➡ 1. 権限移譲に関する意向調査結果について  
2. 権限移譲内容整理票(案)について  
3. 意見交換
- 第3回 [ 1/ 8 ] ➡ 1. これまでの議論のまとめについて  
2. 今後のスケジュール等について

## 検討内容及び検討結果

---

第1回検討会議(8/18)

- ・代表に県健康福祉部長寿介護課長、副代表に松阪市介護保険課室長を選出しました。
- ・提案市(松阪市)から、地域密着型特養に併設等する短期入所生活介護事業に係る指定・指導監査事務については、建物及び従業者は当該特養と一体的に運営されているにも関わらず、特養の指定・指導監査は市町、短期入所は県となっており、極めて行政効率が悪いうえに利用者にも分かりにくい制度となっているとの提案理由の説明を受けました。

- ・ 県から、指定・指導監査権限が県と市町に分かれていることにより、県・市町及び事業者それぞれの事務が煩雑化しており、非効率となっていること及び課題を解決する一つの方法として、当該指定・指導監査事務を地方自治法に基づく事務処理特例条例に位置付けることで県から市町へ権限移譲することが可能なことなどを説明しました。
- ・ 市町からは、「県との調整に時間を要している。併設ショートステイについても、町で責任を持って指導監査した方が効率的であると思う。」という意見があった一方、「町の規模が小さいため、1人で指定・指導監査を行っている場合もあり、併設のショートステイが県指定であれば、実地指導のときに県も同行してもらえるので心強い。」といった意見もありました。

## 第2回検討会議（11/6）

- ・ 第1回検討会議後に行った権限移譲に関する各保険者の意向調査結果について、次のとおり報告しました。
  - 権限移譲を受ける方向で検討したい：5 保険者、 権限移譲を受けないこととしたい：14 保険者、 わからない：6 保険者という回答だった。
  - 権限移譲を受ける場合は、県に対して、実地指導への随行や十分な引継ぎ、移譲後のアドバイス、事業所への周知・広報等を求める意見があった。
  - 一方、権限移譲を受けないこととする理由としては、保険者における業務量の増大、人員・経験不足が最も多く、指導の一貫性が損なわれるおそれがあることや扱う事例数が少ないために効率化することが難しいことなどが挙げられた。
  - その他、県と保険者が合同で実地指導を行ってはどうか、希望する保険者にのみ権限移譲してはどうか、提出書類や窓口を一本化してはどうかなどの意見があった。
- ・ これらの意見に対して、県からは
  - 希望する保険者にのみ権限移譲を行うことは可能であること。
  - 権限移譲後も指導の一貫性が確保されるよう情報共有をするとともに実地指導への同行や助言等についても可能な限り行うこと。
  - 権限移譲を行うショートステイは、実際の運営上は、地域密着型特養と一体的であるため、指定や指導・監査を行ううえでの業務量増大はそれほど多くないと考えること。
  - 人的支援は困難であるが、財政的な支援については交付金制度があること。などを説明しました。
- ・ これまでの議論及び意見等を「三重県権限移譲推進方針」の枠組みによる権限移譲内容整理票に案としてまとめました。
- ・ 市町からは、「業務量の増大が不安であったが、今日の説明を聞いて、多少は

やっていけるのではないかという感想を持った。」、「来年度の報酬改定において、介護予防サービスの一部が地域支援事業へ移行することとなっており、それに加えてのショートステイの権限移譲は、タイミング的に戸惑う。」などの意見がありました。

### 第3回検討会議（1/8）

- ・これまでの検討内容を整理し、権限移譲内容整理票にとりまとめました。
- ・現段階で権限移譲を受ける方向で検討している3保険者（松阪市、度会町、南伊勢町）については、今後、権限移譲内容整理票に基づき、さらに具体的な事務手続き等の詳細を協議していくとともに、平成28年4月の権限移譲に向けて事務引き継ぎを進めていくことを確認しました。
- ・また、現段階では権限移譲を受けないこととしている保険者及び未定の保険者についても、平成27年7月頃までに移譲の可否について最終判断がなされれば、平成28年4月からの権限移譲が可能であることを確認しました。

## 今後の予定

---

権限移譲内容整理票に基づき、権限移譲を受ける市町（保険者）と個別に具体的な事務手続き等の詳細を協議するとともに、平成28年4月の権限移譲に向けて事務引き継ぎ等を進めていきます。

また、権限移譲後についても、市町（保険者）からの要望があれば、県として実地指導への同行や助言等可能な限り支援を行います。

なお、その他の市町（保険者）においても、今後、権限移譲の希望があれば、随時、内容を整理したうえで事務引き継ぎを行い、権限移譲を進めていきます。